

平成26年3月27日

平成26年第1回岬町議会定例会

第3日会議録

平成26年第1回(3月)岬町議会定例会第3日会議録

○平成26年3月27日(木)午前10時40分開議

○場 所 岬町議会議場

○出席議員 次のとおり13名であります。

1番	川 端 啓 子	2番	鍛 治 末 雄	3番	奥 野 学
5番	田 島 乾 正	6番	竹 内 邦 博	7番	小 川 日出夫
8番	(欠員)	9番	竹 原 伸 晃	10番	出 口 実
11番	道 工 晴 久	12番	豊 国 秀 行	13番	中 原 晶
14番	辻 下 正 純	15番	反 保 多喜男		

欠席議員 0 名

傍 聴 0 名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長	田 代 堯	総務部理事兼財政改革部理事兼まちづくり戦略室理事	村 上 正 樹
副 町 長	中 口 守 可	まちづくり戦略室理事兼秘書調整担当課長	保 井 太 郎
教 育 長	笠 間 光 弘	総 務 部 理 事 兼 総 務 課 長	中 田 道 徳
まちづくり戦略室長	南 康 明	財政改革部理事兼行革推進課長	四至本 直 秀
総務部長兼財政改革部長	白 井 保 二	まちづくり戦略室理事兼企画地域再生担当課長	西 啓 介
しあわせ創造部長	古 橋 重 和	まちづくり戦略室理事兼企画地域再生担当課長	早 野 清 隆
都市整備部長	末 原 光 喜	都市整備部理事兼建築課長	木 下 研 一

教育次長	古谷	清	都市整備部理事 兼建築課長	家永	淳
水道事業理事	岡本	茂	教委事務局理事兼 文化センター所長兼 青少年センター所長	一本	稔明
危機管理監	谷下	泰久	都市整備部理事 兼二国推進課長	吉田	一人

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長	大山	鐵男	議会事務局主幹	増田	明
--------	----	----	---------	----	---

議事日程

- 日程1 三常任委員長報告
- 日程2 追加議案第34号 岬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を
改正する件
- 日程3 意見書案第1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書
(案)

(午前10時15分 開会)

○田島乾正議長 皆さん、おはようございます。ただいまから平成26年第1回岬町議会定例会3日目を開会いたします。

ただいまの時刻は10時40分です。本日の出席議員は13名です。出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○田島乾正議長 日程1、三常任委員長報告を行います。

過日3月5日の本会議において総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託しました議案について、各常任委員会で慎重に内容の審査をしていただきました。その結果を三常任委員長から報告を求めます。

初めに、事業委員長の報告を求めます。事業委員長、竹内邦博君。

○竹内事業委員会委員長 それでは、事業委員会委員長報告を行います。

3月5日の本会議において、本委員会に付託されました8件の議案について、3月7日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告をいたします。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

議案第1号、平成25年度岬町一般会計補正予算（第4次）の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり質疑応答があり、満場一致で可決されました。

議案第2号、平成25年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第2次）の件については、委員会記録のとおり質疑応答があり、満場一致で可決されました。

議案第4号、平成26年度岬町一般会計予算の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり質疑応答、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第7号、平成26年度岬町下水道事業特別会計予算の件については、委員会記録のとおり質疑応答、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第8号、平成26年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算の件については、委員会記録のとおり質疑応答、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第14号、平成26年度岬町水道事業会計予算の件については、委員会記録のとおり賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第25号、岬町下水道条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第28号、岬町水道給水条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり質疑応答、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された8議案について、私の委員長報告を終わります。

○田島乾正議長 事業委員長の報告が終わりました。

それでは事業委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、厚生委員長の報告を求めます。厚生委員長、出口 実君。

○出口厚生委員会委員長 議長の許可を得ましたので、厚生委員会委員長報告をいたします。

3月5日の本会議において、本委員会に付託されました10件の議案については、3月11日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、事前に皆さんに配付いたしております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願い申し上げます。

議案第1号、平成25年度岬町一般会計補正予算(第4次)の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり質疑応答があり、満場一致で可決されました。

議案第3号、平成25年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3次)の件については、委員会記録のとおり質疑応答、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第4号、平成26年度岬町一般会計予算の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり質疑応答、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第5号、平成26年度岬町国民健康保険特別会計予算の件については、委員会記録のとおり質疑・応答があり、挙手多数で可決されました。

議案第6号、平成26年度岬町後期高齢者医療特別会計予算の件については、委員会記録のとおり質疑・応答・賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第9号、平成26年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の件については、委員会記録のとおり質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

議案第10号、平成26年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算の件については、委員会記録のとおり質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

議案第15号、泉佐野市と岬町との間の休日診療事務委託に関する規約の変更に関する協議の件については、委員会記録のとおり質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第23号、岬町立老人憩の家条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第24号、岬町国民健康保険条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり質疑・応答・賛成討論があり、満場一致で可決されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された10議案については、私の委員長報告を終わります。

○田島乾正議長 厚生委員長の報告が終わりました。

それでは厚生委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、総務文教委員長の報告を求めます。総務文教委員長、竹原伸晃君。

○竹原総務文教委員会委員長 議長の許可を得ましたので、総務文教委員会委員長報告をします。

3月5日の本会議において、本委員会に付託されました14件の議案については、3月12日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願ひします。

議案第1号、平成25年度岬町一般会計補正予算（第4次）の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

議案第4号、平成26年度岬町一般会計予算の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

議案第11号、平成26年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件、議案第12号、平成26年度岬町深日財産区特別会計予算の件、議案第13号、平成26年度岬町多奈川財産区特別会計予算

の件までの3件については一括議題とし、委員会記録のとおり質疑・応答があり、3件とも満場一致で可決されました。

議案第16号、岬町いじめ問題対策連絡協議会等条例を制定する件については、委員会記録のとおり質疑・応答・賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第17号、岬町債権管理条例を制定する件については、委員会記録のとおり質疑・応答・賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第18号、岬町事務分掌条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

議案第19号、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり質疑・応答・賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第20号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第21号、岬町特別会計条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第22号、岬町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第26号、岬町消防賞じゅつ金支給条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第27号、岬町社会教育委員条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された14議案について、私の委員長報告を終わります。

○田島乾正議長 総務文教委員長の報告が終わりました。

それでは総務文教委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、三常任委員長の報告が終わりました。

ただいまから議案第1号、平成25年度岬町一般会計補正予算(第4次)の件について討論を行います。

討論ございませんか。中原 晶君。

- 中原 晶議員 本予算には、町内の三つの小学校の耐震化を進める予算が計上されており、前向きに評価するところであります。

子ども・子育て支援事業については、国からの指示のおくれによる対応でご苦労されているところと思いますが、今後の認定業務等においては、保育の実施義務を負うという立場から、適切な認定実務を進めるよう、改めて求めて賛同するものであります。

- 田島乾正議長 中原 晶君の賛成討論が終わりました。

他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第1号、平成25年度岬町一般会計補正予算(第4次)の件について起立により採決します。本件についての三常任委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。三常任委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

- 田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第1号は、原案のとおり可決されました。

議案第2号、平成25年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)の件について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第2号、平成25年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)の件について起立により採決します。本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。事業委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

- 田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第2号は、原案のとおり可決されました。

議案第3号、平成25年度介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3次)の件について討論を行います。

討論ございませんか。

中原 晶君。反対ですか、賛成ですか。

- 中原 晶議員 賛成です。

○田島乾正議長 反対の方おりませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 それでは、中原 晶君、賛成討論。

○中原 晶議員 本予算案に計上されている介護システム改修事業においては、消費税の増税に伴って利用者負担がふやされることとなるものであります。

連続して年金受給額が削減されているもとの、町独自の負担軽減策も講じられないということが委員会においても確認をされ、その点については容認しがたいと考えるものであります。

しかしながら、このことは介護保険の仕組みそのものと消費税増税という国政上の問題に起因するものであり、町独自の努力には限界があることも認めざるを得ません。

介護保険の利用者負担の軽減策の充実に今後努力を払うよう求めて賛同せざるを得ないと考えられるものであります。

○田島乾正議長 中原 晶君の賛成討論が終わりました。

他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第3号、平成25年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3次）の件について起立により採決します。本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。厚生委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第3号は、原案のとおり可決されました。

議案第4号、平成26年度岬町一般会計予算の件について討論を行います。

討論ございませんか。

賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○田島乾正議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 来年度予算案は、子育て支援策においては子ども医療費助成や妊婦健診助成の拡充、また、幼稚園や保育所での保育時間の延長など、子育て世代に大いに歓迎されるものと考えられるものであります。子育て支援センターの修繕や保育所の調理場の改修への予算措置についても、

前向きに評価できるものであります。

教育分野においては、小学校の耐震化事業において再来年度の耐震化100%への見通しがつき、子どもたちが安心して学べる環境を整備し、災害時には避難所として活用するための整備が進められるものと評価しております。また、限定的ではありますが、特別教室への教室エアコン設置が進められ、今後、普通教室への設置が期待されるところであります。相談機能の充実を図る努力も認められると考えているところであります。

健診事業においては、今年度より各種健診の受診料を思い切って引き下げており、その措置を継続する努力が払われていると同時に、高齢者の肺炎球菌ワクチン接種の拡充においても高齢者の健康維持への配慮が認められるものであります。

しかしながら、来年度予算案においては、国政の影響を大きく反映するものとなっており、とりわけハード事業における前倒しの予算化は消費税増税による景気の腰折れを回避する目的で行われるものであります。消費税増税に反対の立場から、国の思惑に従う予算は容認しがたいと考えているところであります。

事業委員会において、海釣り公園の入場者数が思うように伸びておらず、経営状況の先行きに不安を感じざるを得ないと申し上げたところであります。

また、（仮称）海岸連絡線の計画の全体像が不明瞭であること、道の駅みさきについては、新たな箱もの建設への懸念が住民から聞かれることを申し上げたところであり、将来の住民負担増に対する懸念がぬぐえない旨を委員会でも申し上げたところであります。

とりわけ、（仮称）海岸連絡線については、詳細な計画が示されない状況のもとでは審議できないというのが私の率直な感想であり、事業計画を住民的にも明らかにしながら、その是非を問うのが議会審議のあるべき姿であることを指摘しておきたいと思います。

就学援助については、担当課に確認をしたところ、小学校においては受給率の伸びが顕著であり、過去に引き下げられた基準をせめて元に戻すよう繰り返し求めてまいりましたが、来年度においても実現されないままの予算案となっております。

生活保護基準の引き下げにより、若年層受給者の生活が一層窮迫させられることは明白であり、今後、就学援助にこの保護基準の影響が及ぶことも懸念されるところであります。今以上の基準引き下げを行わないよう、改めて求めるものであります。

さらに、社会保障税番号制の導入については、個人のプライバシーを侵害し、国の社会保障費全体の削減を狙う意図を具体化するものであり、導入するべきでないことを申し上げておきたいと思います。

これらのことから、来年度一般会計予算については、評価点は多いに認めるものの、賛同するには至らないということを申し上げます。

○田島乾正議長 中原 晶君の反対討論が終わりました。

他に討論、ございませんか。奥野 学君。

賛成ですか。

○奥野 学議員 はい。

ここ数年、厳しい財政運営の中、第2次集中改革プランに沿った行財政改革を推進しつつ、平成26年度は田代町政2期目のスタートの年度に当たり、第4次総合計画に沿った子育て、教育、産業振興、観光、環境等々の多方面にわたる積極的予算編成となっております。

中でも、道の駅みさき整備事業、町営緑ヶ丘住宅建てかえ事業など、まちの活性化、教育施設の充実など、田代町政2期目のスタートに当たり、岬町再生に向けた予算配分をしていただきました。これをもって、岬町の起爆剤となるよう努力をしていただきたいと思います。

ただし、公債の償還においては、中長期的に計画的に償還計画の見通しを十分立てていただくことを要望し、平成26年度岬町一般会計予算について賛成討論といたします。

○田島乾正議長 奥野 学君の賛成討論が終わりました。

他に討論ございませんか。川端啓子さん。

○川端啓子議員 私、賛成です。

○田島乾正議長 反対はございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 なければ、賛成討論。川端啓子君。

○川端啓子議員 議案第4号、平成26年度一般会計予算の件に賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の予算では評価すべき施策が何点もあり、大変喜んでおります。

特に、子育て支援で乳幼児医療費の拡充がなされ、通院医療費が義務教育就学前から小学校卒業まで一挙に拡大できることです。この施策により、子育て家庭の経済的負担が軽減されると喜んでおります。

また、妊婦健診の公費負担の拡充については、前年度を大きく上回り、国が示している妊婦健診実施基準を満たされることになることは大きく評価できるものです。安心して出産に臨めるということは少子化現象にも歯どめがかかると思います。

次に、防災対策についてですが、今回、地域防災計画の見直しに伴い、防災会議委員の報酬が

計上されております。この防災会議のメンバーには女性委員の登用がなされるということが確定されております。東日本大震災の避難所運営の教訓から、防災対策に女性の意見を反映することの重要性が指摘され、全国的に防災会議委員に女性を登用する流れが加速しております。特に高齢化率が府下で上位を占める当町の状況に則しては、生活者の視点、女性の視点が生かされるきめ細かい女性の意見が必要不可欠です。今後において、地域防災計画の見直しに当たっては、その女性委員の意見が反映されるものと期待しております。

また、DV対策として配偶者等虐待防止緊急一時保護委託料が今年度から予算措置されております。DV、配偶者及び親しい人からの暴力が児童虐待に連鎖し、社会問題になっていることから考えれば、DV対策を手厚くすることは喫緊の課題と思えます。

町長は、温かみのあるまちを目指す運営方針で言われておりましたが、今回の予算の随所にあらわれていると感じるものです。厳しい財政状況の中でのこの予算編成が、住民に温かみを感じていただける1年となるためにも、行政諸氏のさらなるご健闘を期待し、賛成討論とさせていただきます。

○田島乾正議長 川端啓子君の賛成討論が終わりました。

他に討論ございませんか。辻下正純君。

賛成ですか。

○辻下正純議員 反対ございませんか。

○田島乾正議長 反対の方、ないですか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 賛成討論。

○辻下正純議員 平成26年度岬町一般会計について賛成の立場から参加させていただきます。

田代町長は昨年9月の選挙において、住民の信託を得て第2期町政運営を担うことになりました。そして、町長が住民に約束した公約の実現に向けて新たに取り組むための重要な予算と位置づけしたものと認識しております。

こうした中、本年度の当初予算内の内容は、本会議並びに各常任委員会において詳しい説明があり、改めて町長が掲げる温かみのある町政を進める基本姿勢を再確認した次第であります。

私が評価する具体的な事業としては、まちの活性化、施策と施政、(仮称)道の駅の整備、多奈川地区多目的公園いきいきパークの管理、並びに岬町観光協会への助成など、多くの事業が盛り込まれております。

また、子育て支援の充実施策としては、乳幼児の医療費、通院費助成の充実に妊産婦健診助成

の充実、保育所運営の園長及びスクールソーシャルワーカー等の配置など、多くの事業が盛り込まれております。

そして、安全・安心のまちづくり、施策としては緑ヶ丘住宅建てかえ事業、小学校耐震補強事業及び淡輪16区集会所の整備などが重点施策として盛り込まれております。

こうした主要施策を当初予算に盛り込むことができたのも、第2次集中改革プランに基づく行政改革に果敢に取り組んだ成果のあらわれと評価するものであります。

これからも財政の立て直しを図り、温かみのある町政が推移することを期待しながら賛成討論といたします。

○田島乾正議長 辻下正純君の賛成討論が終わりました。

他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第4号、平成26年度岬町一般会計予算の件について起立により採決します。本件についての三常任委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。三常任委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○田島乾正議長 起立多数です。よって議案第4号は、原案のとおり可決されました。

議案第5号、平成26年度岬町国民健康保険特別会計予算の件について討論を行います。

討論ございませんか。中原 晶君。

反対ですか。

○中原 晶議員 はい。

○田島乾正議長 反対討論どうぞ。

○中原 晶議員 厚生委員会の審議を通じて、来年度の保険料についてお問い合わせいたしました
が、その見直しについては不透明な点が残されたままであります。

そのことについてはいたし方ないと思えるものでありますけれども、保険料の引き下げを求める立場から、現時点では引き下げが確認されないところでありまして、賛同するには至らないことを申し上げておきたいと思っております。

あわせて、人間ドックと脳ドックの受診料の助成額引き上げをこの場でも求めておきたいと思っております。

○田島乾正議長 中原 晶君の反対討論が終わりました。

次に、原案に賛成の方の発言を許可します。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第5号、平成26年度岬町国民健康保険特別会計予算の件について起立により採決します。本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。厚生委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○田島乾正議長 起立多数です。よって議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議案第6号、平成26年度岬町後期高齢者医療特別会計予算の件について討論を行います。

討論ございませんか。

まず、原案に反対の方の発言を許可します。中原 晶君。

○中原 晶議員 賛成です。

○田島乾正議長 賛成ですか。

○中原 晶議員 はい。

○田島乾正議長 反対の方、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 賛成の方の発言を許可します。中原 晶君。

○中原 晶議員 本予算書案については、構成外におきまして第4期の保険料を確認したところがあります。

低所得者対策で、辛うじて保険料の伸びを0%に抑えたということが委員会の中で確認をされました。保険料を引き下げるために、大阪府の後期高齢者医療連合議会において、安定化基金の拠出を求める意見書が可決されたところであり、その立場で、岬町としてもこの意見書の趣旨を主体性を持って主張すべきだと委員会の中でも申し上げたところであり、そのことへの期待を込めて今回に至っては賛同したいと思います。

あわせて申し上げますが、後期高齢者医療制度については、速やかな撤廃を求める立場には変わりはありません。

○田島乾正議長 中原 晶君の賛成討論が終わりました。

他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第6号、平成26年度岬町後期高齢者医療特別会計予算の件について起立により採決します。本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。厚生委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第6号は、原案のとおり可決されました。

議案第7号、平成26年度岬町下水道事業特別会計予算の件について討論を行います。

討論ございませんか。まず、原案に反対の方の発言を許可します。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 それでは、賛成の方の発言を許可します。中原 晶君。

○中原 晶議員 本予算書案につきましては、事業委員会の審議を通じて、消費税の増税が反映されているということが確認をされたところであります。

その点については承服しがたいことであると申し上げたところでありますが、このことはやむを得ない措置であり、住民への安易な転嫁ではないということも確認されたところであります。

消費税増税の住民への転嫁は、国の圧力のもとで、地方としてはやむにやまれぬ対応であると認めざるを得ないと考えるものであります。

しかるに、本件についてはやむを得ず賛成するという立場ではありますが、今後の軽減策の充実等も含めて努力をしていただきたいと申し上げると同時に、使用料の引き上げを見送り、据え置いていることの評価もあわせて申し上げるところであります。

○田島乾正議長 中原 晶君の賛成討論が終わりました。

他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第7号、平成26年度岬町下水道事業特別会計予算の件について起立により採決します。本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。事業委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第7号は、原案のとおり可決されました。

議案第8号、平成26年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算の件について討論を行います。

討論ございませんか。

○中原 晶議員 賛成です。

○田島乾正議長 まず、反対の方の討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 なければ、賛成討論。中原 晶君。

○中原 晶議員 先ほど、議案第7号、平成26年度下水道事業特別会計予算の討論で申し上げた趣旨同様、やむを得ず賛同する立場であります。

○田島乾正議長 中原 晶君の賛成討論が終わりました。

他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第8号、平成26年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算の件について起立により採決します。本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。事業委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第8号は、原案のとおり可決されました。

議案第9号、平成26年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)予算の件について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第9号、平成26年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)予算の件について起立により採決します。本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。厚生委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第9号は、原案のとおり可決されました。

議案第10号、平成26年度岬町介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)予算の件について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第10号、平成26年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算の件について起立により採決します。本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。厚生委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

- 田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第10号は、原案のとおり可決されました。
- 議案第11号、平成26年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件について討論を行います。
- 討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第11号、平成26年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件について起立により採決します。本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。総務文教委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

- 田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第11号は、原案のとおり可決されました。
- 議案第12号、平成26年度岬町深日財産区特別会計予算の件について討論を行います。
- 討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第12号、平成26年度岬町深日財産区特別会計予算の件について起立により採決します。本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。総務文教委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

- 田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第12号は、原案のとおり可決されました。
- 議案第13号、平成26年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件について討論を行います。
- 討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第13号、平成26年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件について起立により採決します。本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定して

おります。総務文教委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第13号は、原案のとおり可決されました。

議案第14号、平成26年度岬町水道事業会計予算の件について討論を行います。

討論ございませんか。反対討論ですか。

○中原 晶議員 賛成です。

○田島乾正議長 反対討論の発言を許可します。ございませんか。

なければ、賛成討論。中原 晶君。

○中原 晶議員 本件についても、議案第7号、平成26年度岬町下水道事業特別会計予算の討論で申し上げた趣旨同様、賛同せざるを得ないと考える立場であります。

○田島乾正議長 中原 晶君の賛成討論が終わりました。

他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 これで討論を終わります。

これより議案第14号、平成26年度岬町水道事業会計予算の件について起立により採決します。本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。事業委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第14号は、原案のとおり可決されました。

議案第15号、泉佐野市と岬町との間の休日診療事務委託に関する規約の変更に関する協議の件について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第15号、泉佐野市と岬町との間の休日診療事務委託に関する規約の変更に関する協議の件について起立により採決します。本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。厚生委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第15号は、原案のとおり可決されました。

議案第16号、岬町いじめ問題対策連絡協議会等条例を制定する件について討論を行います。

討論ございませんか。

○中原 晶議員 賛成です。

○田島乾正議長 反対討論の方、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 なければ、賛成討論。中原 晶君。

○中原 晶議員 私は総務文教委員会に所属しておりませんので、この場で改めて本件に関する態度表明を行いたいと思います。

冒頭、申し上げておきたいのは、総務文教委員会での質疑において、いじめ問題への町長の熱意については理解をするところであります。首長による教育への介入は厳しく慎まれるべきであることを申し上げておきたいと思います。

いじめ防止対策推進法においては、子どもにいじめの命令を禁じ、厳罰で取り締まるという仕組みがあります。いかなる理由があれ、いじめは決してしてはならないことであることは言うまでもありませんが、厳罰化ではいじめを行う子どものうつつした心をさらにゆがめ、人間的な立ち直りの道を閉ざしかねないと考えられる立場であります。

また、推進法は学校に道徳教育中心のいじめ対策を求めています。道徳教育に限界があることは、いじめ自殺が起きた津市立中学校が、市内唯一の国における道徳教育推進指定校であったことから明らかであり、このことが津市の第三者委員会調査報告書でも指摘されているところであります。市民道徳の教育は重要であります。それは自主的に行われるべきものであり、上から押しつければ逆効果になりかねません。

また、推進法においては、保護者に対して規範意識を養うための指導を努力義務化し、自主的な家庭教育を否定しかねない内容も含まれております。

遺族の知る権利についても不十分であり、隠蔽のない知る権利を保障できる運用が必要であります。

協議会等の運用に当たっては、ただいま指摘したような問題点が含まれている推進法の機械的な運用を避け、子どもの命が何よりも最優先にされ、子どもと教師との信頼関係や教育現場の自主性と創造的な実践を尊重することを求めて賛同する立場であります。

あわせて、来年度予算において相談体制の拡充という努力が払われており、いじめの早期発見や早期対応につながる措置、努力がなされていることが認められることも申し添えておきたいと思っております。

○田島乾正議長 中原 晶君の賛成討論が終わりました。

他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第16号、岬町いじめ問題対策連絡協議会等条例を制定する件について起立により採決します。本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。総務文教委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第16号は、原案のとおり可決されました。

議案第17号、岬町債権管理条例を制定する件について討論を行います。

討論ございませんか。

○中原 晶議員 賛成です。

○田島乾正議長 まず、原案に反対の方の発言を許可します。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 それでは、賛成討論。中原 晶君。

○中原 晶議員 総務文教委員会に所属しておりませんので、本件についても改めてこの場で態度表明したいと思います。

総務文教委員会での質疑において、議会への報告について確認をさせていただきました。債権の名称、放棄した件数、合計金額、放棄した理由が報告されるということが委員会の質疑で明らかになったところではありますが、その期間についても報告をすることを改めてこの場で求めておきたいと思います。

本条例の慎重な運用と議会に対する丁寧な報告をあわせて求めて、賛同するものであります。

○田島乾正議長 中原 晶君の賛成討論が終わりました。

他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第17号、岬町債権管理条例を制定する件について起立により採決します。本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。総務文教委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第17号は、原案のとおり可決されました。

議案第18号、岬町事務分掌条例の一部を改正する件について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第18号、岬町事務分掌条例の一部を改正する件について起立により採決します。本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。総務文教委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第18号は、原案のとおり可決されました。

議案第19号、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第19号、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件について起立により採決します。本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。総務文教委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第19号は、原案のとおり可決されました。

議案第20号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件について討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第20号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件について起立により採決します。本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。総務文教委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第20号は、原案のとおり可決されました。

議案第21号、岬町特別会計条例の一部を改正する件について討論を行います。

討論ございませんか。

○中原 晶議員 賛成です。

○田島乾正議長 反対の方、ございませんか、討論。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 それでは、賛成討論。中原 晶君。

○中原 晶議員 本件につきましても、総務文教委員会に所属していないことから、この場で意見を申し上げて賛同したいと思います。

岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計を閉じるということではありますが、貸付金の償還についてはまだ残っている方が一部ありますので、完済まで町の努力を怠らぬよう改めて求めて賛同したいと思います。

○田島乾正議長 中原 晶君の賛成討論が終わりました。

他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第21号、岬町特別会計条例の一部を改正する件について起立により採決します。本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。総務文教委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第21号は、原案のとおり可決されました。

議案第22号、岬町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する件について討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第22号、岬町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する件について起立により採決します。本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。総務文教委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第22号は、原案のとおり可決されました。

議案第23号、岬町立老人憩の家条例の一部を改正する件について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第23号、岬町立老人憩の家条例の一部を改正する件について起立により採決します。本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第23号は、原案のとおり可決されました。

議案第24号、岬町国民健康保険条例の一部を改正する件について討論を行います。

討論ございませんか。

○中原 晶議員 賛成です。

○田島乾正議長 反対討論の方、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 なければ、賛成討論。中原 晶君。

○中原 晶議員 本件につきましては、厚生委員会において本条例改正に伴う影響がどのようにあられるのかを問い、お示しをいただいたところであります。

大変なご苦勞があったことと思いますが、加入者への影響が実情に近い形で明らかになり、把握することができました。

賦課限度額の引き上げによる負担増には賛成できませんが、低所得者対策としての保険料軽減の恩恵を受ける世帯が多く、その点に重きを置いて、本件には反対することはしないという立場であります。

○田島乾正議長 中原 晶君の賛成討論が終わりました。

他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第24号、岬町国民健康保険条例の一部を改正する件について起立により採決します。本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第24号は、原案のとおり可決されました。

議案第25号、岬町下水道条例の一部を改正する件について討論を行います。

討論ございませんか。

○中原 晶議員 賛成です。

○田島乾正議長 反対討論の方、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 なければ、中原 晶君。賛成討論。

○中原 晶議員 本件についても、議案第7号、平成26年度岬町下水道事業特別会計予算の討論同様の趣旨において賛同せざるを得ない立場であります。

○田島乾正議長 中原 晶君の賛成討論が終わりました。

他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第25号、岬町下水道条例の一部を改正する件について起立により採決します。本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。事業委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第25号は、原案のとおり可決されました。

議案第26号、岬町消防賞じゅつ金支給条例の一部を改正する件について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第26号、岬町消防賞じゅつ金支給条例の一部を改正する件について起立により採決します。本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。総務文教委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第26号は、原案のとおり可決されました。

議案第27号、岬町社会教育委員条例の一部を改正する件について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第27号、岬町社会教育委員条例の一部を改正する件について起立により採決します。本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。総務文教委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第27号は、原案のとおり可決されました。

議案第28号、岬町水道給水条例の一部を改正する件について討論を行います。

討論ございませんか。

○中原 晶議員 賛成です。

○田島乾正議長 反対討論の方、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 それでは中原 晶君、賛成討論。

○中原 晶議員 議案第7号、平成26年度岬町下水道事業特別会計予算の討論で申し上げた内容と同様の趣旨に基づいて賛同せざるを得ないとする立場であります。

○田島乾正議長 中原 晶君の賛成討論が終わりました。

他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第28号、岬町水道給水条例の一部を改正する件について起立により採決します。本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。事業委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第28号は、原案のとおり可決されました。

以上で、三常任委員会に付託されました案件は全て議決されました。

各委員の皆さん、本当にご苦労さまでございました。

○田島乾正議長 日程2、議案第29号、岬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。危機管理監、谷下泰久君。

○谷下危機管理監 日程2、議案第29号、岬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する

条例の一部を改正する件についてご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成26年4月1日から施行されることに伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

改正の背景といたしましては、消防団員を中核とした地域防災力の充実・強化を図り、住民の安全の確保に資することを目的とした消防団を中核とした地域防災力の充実・強化に関する法律が成立し、昨年12月13日に交付、施行されました。

この法律において、消防団員の処遇改善のため、活動の実態に応じた適切な報酬、手当の支給について、国及び地方公共団体は必要な措置を講ずることが義務づけられたところでございます。

この法律の趣旨を踏まえ、今回、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令が平成26年3月7日に交付され、消防団員の処遇改善の一環として消防団員が退職した場合に、消防団員等公務災害補償等共済基金から町に支給される消防団員の退職報償金の引き上げが行われ、あわせて最低支給金額が20万円となったことから、本条例において、今回の改正の趣旨に準じ、それぞれの階層において、共済基金から支給される額を上回る引き上げ額とする改正を行うものでございます。

それでは、裏面をご参照願います。

あわせて、新旧対照表もご参照願います。

岬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

この表は非常勤消防団員の退職報償金支給額表でございまして、同表の全部を改めるものでございます。

なお、表の説明につきましては、それぞれの勤務年数と階級におけます増額した額をもって説明とさせていただきますことをご了承願います。

また、表中のうち、勤務年数15年以上20年未満の欄から勤務年数30年以上までの欄におきましては基礎単価額で示しており、その基礎単価額にそれぞれの年数を乗じて得た額が、対象とする消防団員に支給される退職報償金の支給総額であり、いずれの勤務年数においても基金から町に支払われる額を上回る基礎単価額の区分表となっております。

それでは、まず初めに、表中、勤務年数5年以上10年未満の欄中、団長以下、部長、班長の項におきましては、現行の支給額に一律5万円を引き上げた額に改め、団員の項におきましては、最低支給額を20万円に改め、実質5万6,000円の引き上げとなります。

次に、勤務年数10年以上15年未満の欄におきましては、団長以下団員まで、現行の支給額に一律5万円を引き上げた額に改めるものであります。

次に、勤務年数15年以上20年未満の欄から30年以上の欄におきましては、基礎単価額に勤務年数を乗じて退職報償金の支給額を算出する表となっており、いずれも基金から町に支払われる額以上に引き上げる支給額とするものであります。

まず、勤務年数15年以上20年未満の欄をごらんください。

分団長の引き上げ額を3,400円に改め、それ以外の階級は一律3,300円を引き上げた額に改めるものであります。

次に、勤務年数20年以上25年未満の欄におきましては、団長は2,400円、副団長は1,400円、分団長は1,500円、部長、班長は1,300円、団員は1,500円をそれぞれ引き上げた額に改めるものであります。

次に、勤務年数25年以上30年未満の欄におきましては、団長以下部長、班長におきまして一律2,000円を引き上げた額に改め、団員におきましては1,800円を引き上げた額に改めるものであります。

最後に、勤務年数30年以上の欄におきましては、各階層のうち団長、部長、班長及び団員におきましては一律1,700円をそれぞれ引き上げた額に改め、副団長及び分団長は一律1,600円を引き上げた額に改めるものであります。

この改正により、先ほど説明させていただきましたとおり、基金から町へ支払われる額以上が退職報償金として消防団員に支払うこととなります。

また、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものとし、経過措置としましては、この条例による改定後の岬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(別表)の規定は、平成26年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例によることとしております。

以上が一部改正の内容でございます。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

○竹原伸晃議員 賛成です。

○田島乾正議長 賛成ですか。反対の方、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 なければ、賛成討論。竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 賛成の立場で討論させていただきます。

岬町において、人口が減少してくる中、やはり、消防団員の確保というところに目をつけていただいて、国のほうもそうしてる中、岬町として改正をしていただいたということを前向きに評価させていただきたいと思っております。

以上、賛成討論です。

○田島乾正議長 竹原伸晃君の賛成討論が終わりました。

他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第29号、岬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する件を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致であります。よって議案第29号は原案のとおり可決することに決定しました。

○田島乾正議長 日程3、意見書案第1号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書(案)を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会議員、竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 議長の許可を得ましたので、意見書案第1号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書(案)について、私より提案理由を述べさせていただきます。

3月4日の会派代表質問でも申したとおり、岬町は肝炎患者数の比率が高いということを申し上げさせていただいて、この岬町からも声を上げなければならないということを言わせていただきました。

どうかして取り組めないかと考えていたところ、今議会宛に同内容の陳情が大阪肝臓友の会のほうより提出されており、会派研修会議で内容を検討させていただいたところ、この陳情を意見書として取り上げて、議会全体として議決することによって取り組むことにより、肝炎患者に対しての取り組みになると判断いたしましたので、ここに提出させていただきました。

内容については、配付済みの意見書（案）を朗読することで詳細な理由とさせていただきます。ただいまから朗読させていただきます。

我が国において、ウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別推進事業として実施されているが、対象となる医療がB型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上る。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成23年12月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされた。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について何ら新たな具体的措置を講じていない。

肝硬変・肝がん患者は毎日110人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は一刻の猶予もない課題である。

よって、本議会は下記事項を実現するよう強く要望する。

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度とすること。

よって、岬町議会は、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月27日

ということで提出させていただきます。

なお、提出者については私、竹原伸晃。賛成者につきましては、議会議員出口 実、豊国秀行、鍛冶末雄、小川日出夫、奥野 学、辻下正純、反保多喜男、竹内邦博、中原 晶、道工晴久、各議会議員であります。

また、提出先については、衆議院議長 伊吹文明、参議院議長 山崎正昭、内閣総理大臣 安倍晋三、厚生労働大臣 田村憲久

以上でございます。

意見書として採決されることをよろしくご審議お願いいたします。

○田島乾正議長 これをもって趣旨説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

○中原 晶議員 確認だけです。

○田島乾正議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 正確を期すため確認をさせていただきたいのですが、提案者によって朗読という形で意見書が提案されました。

本文の中で4行目、これは3行目から4行目にかけて、法律の名前になっておりますけれども、「特定フィブリノゲン製剤」から始まる一文というか、一つの法律の名前ですけれど、「特別措置法」とここには、提案の意見書には書かれておりますが、先ほど読み上げられる中で「特別法」とお聞きしたかなと思ひまして、これは「特別措置法」ということでよろしいんですね。

その1点だけ確認をさせていただきたいと思ひます。

○田島乾正議長 それでは、提案者、竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 私の読み違えでございまして、抜かしておりましたので、「特別措置法」と考えていただければと思ひます。

○田島乾正議長 中原 晶君、よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより意見書案第1号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書(案)を起立により採決します。本件は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致であります。よって意見書案第1号は、原案のとおり可決することに決定しました。

以上をもって、今期定例会の会議に付されました事件は全て議了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

これをもって、平成26年第1回岬町議会定例会を閉会します。

慎重審議ありがとうございました。

(午後 0時01分 閉会)

以上の記録が本町議会第1回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成26年3月27日

岬町議会

議 長 田 島 乾 正

議 員 道 工 晴 久

議 員 豊 国 秀 行